



WWFジャパン スクール・パリ

# 前回会議（ADP2.10）の成果と 新共同議長テキスト案の特徴

WWFジャパン  
気候変動・エネルギーグループ  
山岸 尚之

2015年10月9日（金）



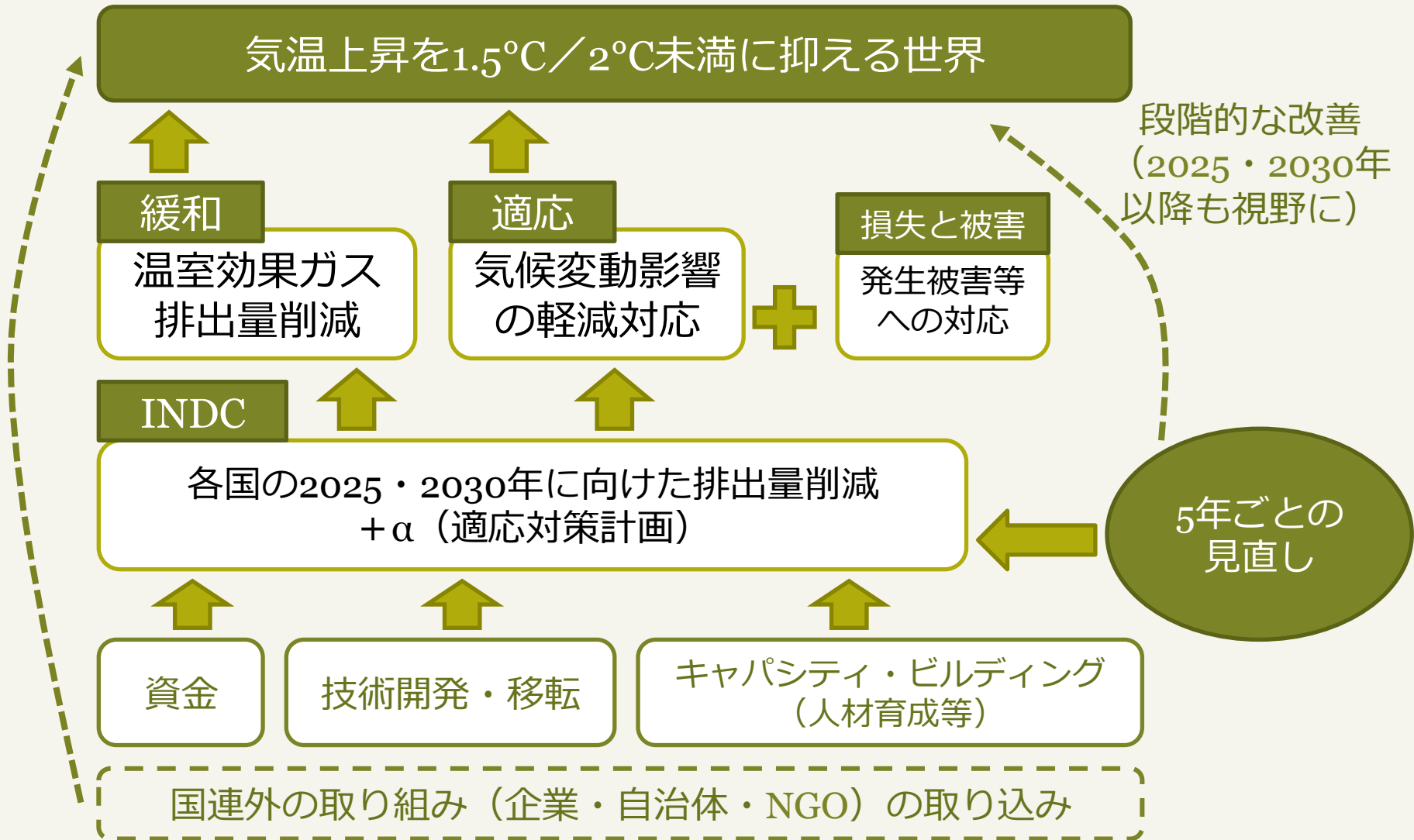
# 全体像

---

– 図はあくまでもイメージです



# パリ合意が目指そうとしているもの



※各国の議論を踏まえたおおよそのイメージ図。これで合意があるわけではない。



# ADP2.10

---

- 意外にも建設的だった会議



## ADP2.10の成果

---

- 共同議長テキストはすんなりと受け入れられた
  - 交渉はスピーディーに始まった。
- 週後半から交渉は本格的に
  - Spin-off Group の中には、かなり重要な論点を正面から扱うものも（例：差異化、タイムフレーム／サイクル等。
  - 「損失と被害」をパッケージの中に盛り込むことを先進国側がおおむね受け入れ方針を示した。
- 新しい共同議長テキストを作ることを提示



## 論点の事例：差異化（前回のWorking Documentより）

Possible ways to differentiate <sup>9</sup>	Source	Example <sup>10</sup> of text illustrating this way
Nuanced <sup>11</sup> self-differentiation	Part I, Art. 4	<b>Option 2:</b> Each Party shall communicate and maintain a national schedule <sup>12</sup> setting out the efforts to reduce or limit GHG emissions that the Party intends to implement. <i>{para 21 opt 5 (chapeau) GNT}</i>
	Part I, Art. 4	<b>[Option 1:</b> [Each Party][All Parties] [shall][should][other] [prepare,] [communicate,] [implement,] [maintain [at all times]] [successive] [proposed] [nationally determined] mitigation [commitments][contributions][actions][[, through successive and continuous commitment cycles with a common time frame, to be defined] in accordance with the provisions of section J]. <i>{parts of para 21 opt 1 (chapeau), opt 2 (chapeau) and 4 (chapeau), para 26 and 27 opt 1 GNT}</i>
Reference to Convention, all Parties	Part I, Art. 4	<b>Option 3:</b> In accordance with the principles of the Convention and its Article 4 <sup>13</sup> , all Parties, taking into account their common but differentiated responsibilities and their specific national and regional development priorities, objectives and circumstances, shall enhance the implementation of their commitments under Article 4, paragraph 1, <b>of the Convention</b> including through: <i>{parts of para 21 opt 1 (chapeau), and opt 6 (chapeau) GNT}</i>
Based on two categories, developed and developing countries	Part III, Art. 7	<p><b>Option 3</b> 7.1 In accordance with Article 4, paragraphs 1, 3, 4, 5 and 7, of the Convention, developing country Parties should commit to undertake diversified enhanced mitigation actions during the period 2021–2030. Such nationally-determined diversified enhanced mitigation actions may be based on and be more ambitious than their NAMAs under the Bali Action Plan. They may include, inter alia, relative emission reductions; intensity targets; REDD-plus activities and other plans, programmes and policies; joint mitigation and adaptation approaches; net avoided emissions, or be manifested as adaptation co-benefits, in accordance with the Parties’ special circumstances and specific needs. They will be communicated and implemented in the context of sustainable development, subject to and enabled by the provision of adequate finance, technology and capacity-building support from developed countries in accordance with Article 4, paragraph 7, of the Convention, in a measurable, reportable, and verifiable manner. <i>{para 21.5 opt 3 GNT}</i></p> <p>7.2 In accordance with Article 4, paragraph 2, of the Convention, developed country Parties shall commit to undertake absolute emission reduction targets during the period 2021–2030 in accordance with [a global emission budget including] their historical responsibility, through quantifiable, economy-wide mitigation targets, covering all sectors and all GHGs, implemented domestically, which can be aggregated and which are comparable, measurable, reportable and verifiable, with the type, scope, scale and coverage more ambitious than those undertaken under the Convention and its Kyoto Protocol during the pre-2020 period, and communicated and implemented without any conditions. <i>{para 21.1 opts 5 and 6 GNT}</i></p>



# 新共同議長テキスト案

---

– ADP共同議長による大胆なまとめ



## 全般的な特徴

---

### ■ 20ページへの集約

- 約80ページからのかなり大胆に削りこみ。
- 3つのパートなし、選択肢として分けてある部分も少ない。

### ■ 交渉するには確かに便利

- このサイズの文書であれば、これからの交渉で詰めていくことは充分可能。

### ■ どこまで受入れられるかは賭け？

- おそらく、共同議長は、各グループ代表とはそれなりに協議しているはず。
- しかし、だからといって次回会合冒頭で、交渉の土台としてすんなり受入れられるとは限らない。

### ■ また略語が増えている・・・





## 目的 (A-Art.2) に関する論点

※Aは合意文書案、BはCOP決定文書案を指し、後続くのは条項・段落番号。以降同様。

### 論点

#### ■ 枠組条約2条の具体化

- 枠組条約2条にある「究極目的」 = 「危険な気候変動を防止する」をより具体化した目的 (objective) を設定するか？  
(例) 「1.5°C/2°C未満」

#### ■ 「衡平性」「差異化」

- 衡平性や差異化について、何か新しい原則や、新しい「共通だが差異のある責任原則」の解釈を入れるのか？  
(例) 「重い責任と高い能力を持つ締約国は～」 「各国の異なる事情に照らして」

### 新共同議長テキストでの扱い

- ◇ 「緩和」的側面と「適応」的側面の両方が記載されている (A-Art. 2.1) 。
- ◇ 「1.5°C/2°C未満」について括弧書きではあるが、両方の選択肢が盛り込まれている (A-Art. 2.2) 。
- ◇ 衡平性の原則については、従来からのCBDR-RC原則の文言に、”in light of different national circumstances” という言葉が足された表現が盛り込まれている。これは、 (A-Art. 2.1) 。



## 緩和に関する論点（1）

### 論点

#### ■ 長期目標

- 世界全体の長期目標をどのように表現するのか。  
（例）「ネットゼロ」「脱炭素化」「炭素予算」「40～70%削減」等

#### ■ 個別国の削減目標の性質

- 各国の削減目標はどのような性質・差異化になるのか。

#### ■ 削減目標改定の方向性

- 各国削減目標が将来改定される時に、消えるのか。  
（例）「野心を強める方向性」「現状よりも高い取り組み」

### 共同議長テキストでの扱い

- ◇ 長期目標については、**複数の選択肢が括弧書き**で示されているが、「炭素予算」の選択肢や「脱炭素化」という言葉が消えてしまっている（A-Art. 3.1）。
- ◇ 各国の緩和目標のあり方については、**かなり「自己差異化」に近い表現**となっており、直接的に、差異化するような文言になっていない（A-Art. 3.2 and 3.3）。
- ◇ 削減目標については、**「前の取り組みからの進歩」**でなければならず、かつ、全ての国が国全体に関する目標の設定へと収斂していく方向性が示されている（A-Art. 3.3）。



## 緩和に関する論点（2）

### 論点

#### ■ 削減目標の記載場所

- 削減目標は、パリ合意の附属書に書くのか？外に置くのか？

#### ■ メカニズム

- CDMのような市場メカニズムは使えるのか？

#### ■ 透明性フレームワーク（MRVの仕組み）

- 目標達成に向けての進捗を報告・確認する仕組みは、今と同じように先進国と途上国で分けるのか？

### 共同議長テキストでの扱い

- ◇ **削減目標の管理場所は「登録簿（registry）」**となっており、附属書に記載するという選択肢がない（A-Art. 3.7）。
- ◇ メカニズムについては、合意文書案の中にはなく、COP決定文書案の中の、アカウンティングに関する箇所と、SD Mechanism についての段落にわずかに（B-Para. 30(e) and Para 34）。
- ◇ 透明性確保については、**1つの仕組み（先進国と途上国で分けない）**の設立が示唆されている一方、**「支援」についての仕組み**が明示されている（A-Art. 9）。



## 適応・損失と被害に関する論点

### 論点

#### ■ グローバル目標

- ・ グローバルな長期目標を、適応についても設定するか？

#### ■ 国ごとの目標？計画

- ・ 緩和と同様に、国ごとの目標等を設定することを義務とするか？  
奨励するか？

#### ■ 「損失と被害」

- ・ 「損失と被害」をそもそも入れるか？「適応」から独立したセクションとして、「損失と被害」を位置づけるか？

### 共同議長テキストでの扱い

- ◇ 適応に関する定性的なグローバル目標が設定されている (A-Art. 4.1)。
- ◇ 各国が自国の「適応報告書」(adaptation communication)を提出する、ということが新しい(努力)義務として書かれている(A-Art. 4.7)。
- ◇ 「損失と被害」が、1つの独立した条項/セクションとして設定されている(A-Art. 5 and B-Para. 43)。



## 資金に関する論点

### 論点

- **誰が資金を出すのかについての差異化**
  - 資金支援の主体は、引き続き「先進国」か、それとも他の国も含みうるのか？
- **個別の国としての目標**
  - 義務的な目標が設定されるのか（定量的／定性的）？
- **中長期での全体目標**
  - 「2030年までに〇〇億ドル」のような（先進国）全体での目標は設定されるのか？

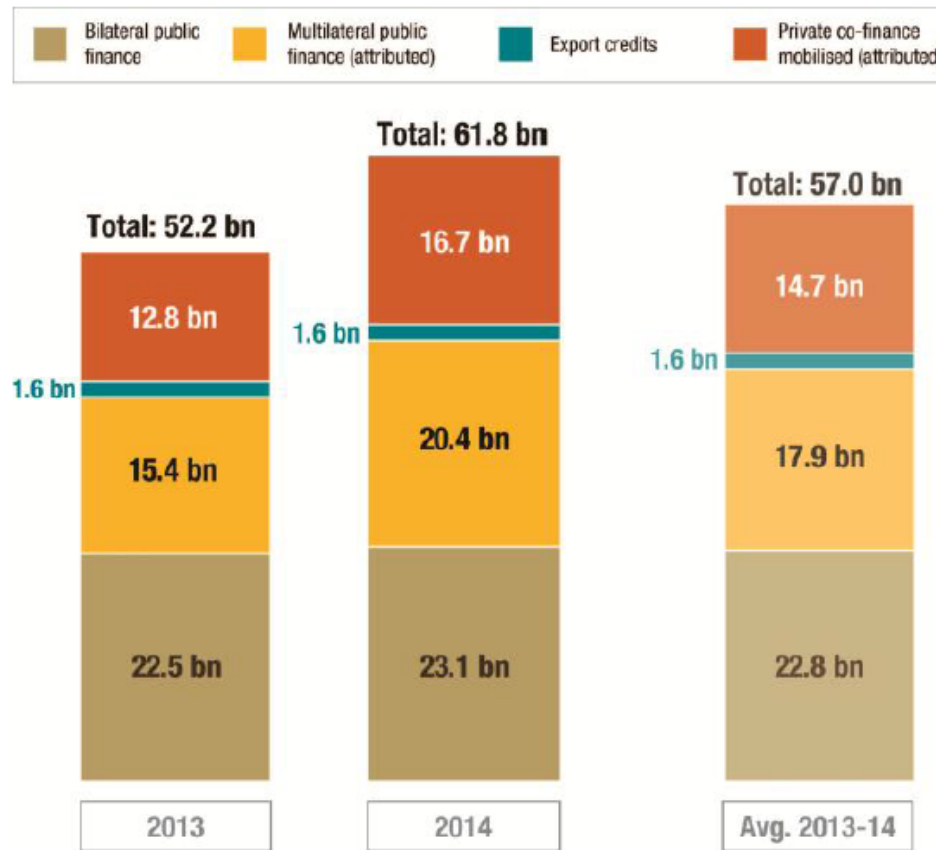
### 共同議長テキストでの扱い

- ◇ 資金支援の主体については、**“Parties in a position to do so” を含め、複数の選択肢**が括弧書きで示されている（Art. 6.2）。
- ◇ 資金支援をする国は、「**定期的に報告する（periodically communicate）**」ことが示唆されている（Art. 6.3）。
- ◇ 中長期での全体目標については、**2020年の1000億ドルを底とするという案のみ**が書かれている（Art. 5）。
- ◇ **新しい資金源を検討するプロセスの立ち上げ**が言及されている（B-Para. 45）。



## 参考：100 billion USD（1000億ドル）に関するまとめ

Figure 1: Mobilised climate finance in 2013 and 2014, by funding source (USD billions)



(出所) OECD and Climate Policy Initiative (2015) *Climate Finance in 2013-14 and the USD 100 billion goal*. OECD/CPI. <http://www.oecd.org/environment/cc/OECD-CPI-Climate-Finance-Report.htm>



## サイクルに関する論点

### 論点

#### ■ サイクル自体の位置づけ

- 一定期間毎に（削減）目標を見直し、更新していくような仕組みを合意の中に組み込むのか？

#### ■ 対象範囲・目標の長さ・具体的に実施する中身

- 目標の長さは5年か、10年か？
- 具体的に何をするのか？  
（例）（目標を採択する前の）事前評価（ex ante assessment）、個別の国か、世界全体か？

### 共同議長テキストでの扱い

- ◇ 各国が目標を提出するサイクルは、**「5年ごと」**とされている。ただし、これは「目標年が5年か、10年か」という問題とは別。（A-Art. 3.6）
- ◇ **世界全体での進捗確認（stocktaking）は、1つの独立した条項として書かれているが、個別の国の目標見直しは、各国の目標に対する理解を促進する仕組みが示唆されているだけで、それ以上は何もない**（A-Art. 10 and A-Art. 3.10）。
- ◇ **最初の進捗確認を、2020年より前に**（2018年かもしくは2019年に）行うという選択肢が示されている（B-Para. 18）。次は2023/2024年（A-Art. 10.2）。



## 2020年までの取り組みの底上げ（ワークストリーム2）

### 論点

#### ■ 専門的検討プロセス（TEP）の継続

- 専門家・実務家の中での具体的な対策を検討するTEP（Technical Examination Process）は、今後も継続するのか？  
（例）2020年まで？「ギャップ」が埋まるまで？

#### ■ WS2がカバーすべき範囲

- 緩和以外の分野もカバーするのか？
- TEP以外の作業も行うのか？  
（例）目標やその実施そのものの見直し / 適応

### 共同議長テキストでの扱い

- ◇ **TEPを2020年まで継続する**という案になっている（B-Para. 69 and 71）。
- ◇ **各COP毎に、自主的なイニシアティブを国や非国家行為主体の連盟が宣言できる機会**を設けるという案（LPAAを模したもの）に加え、**二人のハイレベルな「主提唱者（champions）」を任命する**という案が盛り込まれている（B-Para. 82-84）。
- ◇ **適応に関するTEPという案が**、論争がある所として引き続き残っている（B-Paras after 87）ことに加え、前回のテキストでは落ちていた**条約上の既存の義務の実施を強化する仕組み**が再度盛り込まれている（B-Paras. 76-78））。